については、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十九・三十九の二　［略］ 四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車
三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。	［新設］	三十九・三十九の二　［略］ 四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車
三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。	［新設］	三十九・三十九の二　［略］ 四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車の維持管理状況を、目視により検査する。
四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合	一　第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目
四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。	一　前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二～五　［略］ ［削る］
四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及びこう配	2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合 ［新設］	一～四　［略］ 五　第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面
四十一　火薬類の運搬通路の路面の維持管理状況を目視により検査し、及び当該路面のこう配を水準器その他の測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。	［新設］	一～四　［略］ 五　不発弾等解撤工室の内面の維持管理状況を、目視により検査する。
二～五　［略］ ［削る］		